

著名地点標識を添架した地図標識及び広告板社会実験

■公募要領に関する質問書の回答

	質問	回答
1	①（公募要領P5）実験参加者が負担する「各広告物の占有料」には、地図標識は含まれず広告板が対象との理解でよいのでしょうか？それとも、地図標識も含まれるということでしょうか？	・地図標識は占有料の対象としますが、広告物を掲出しない（営利目的がない）場合には、占有料を免除とします。
2	②（別紙1P2）「掲出する広告物毎に」特例許可を受けるとありますが、例えば3か月毎に広告主が変わる場合、都度、特例許可を受ける必要があるということでしょうか？それとも、特例許可を受けた一定の運営ルールの下でそのルール内の運営においては簡略的な対応もできると考えてもよいのでしょうか？	・「掲出する広告物毎に」特例許可を受ける又は特例許可を受けた運営ルールの中で対応できるかは、東京都広告物審議会の判断となります。
3	③（同上）現在想定されている特例許可申請手続きのスケジュール等があればご教示願いたい。	・特例許可申請手続きのスケジュールについては、東京都広告物審議会の判断となるため、未定です。
4	④（同上）「地図標識」も屋外広告物条例上の広告物にあたると思われませんが、これを設置する際の適用除外（道標・案内板等の広告物で公共的目的をもって表示するもの）の手続きは、「協議会の承認」は不要で実験参加者が許可の申請を行うという理解でよいのでしょうか？	・地図標識は東京都屋外広告物条例第15条第2号に該当するため特例許可は不要と考えていますが、実験参加者の提供内容により判断することとなります。